

(仮称)福島県道路構造に関する基準を定める条例(案)の骨子に対する意見と県の考え方について

【県民】

No.	御意見等	県の考え方等
1	<p>歩道の有効幅員を2メートル以下にすることは、車椅子同士のすれ違いを困難にするものであり、ユニバーサルデザインの考え方に照らして、交通量のいかににかかわらず許されない。</p> <p>このような基準は車いす利用者を危険な状態に置くことにつながり、県の姿勢として大いに疑問を感じます。</p> <p>現在の全国一律の道路構造基準はナショナルミニマムだと考えるべきであり、1.5メートル案には反対します。</p> <p>(福島市 男性)</p>	<p>貴見のとおり、歩道の有効幅員1.5メートルでは車椅子同士のすれ違いは困難であります。</p> <p>今回の条例では、歩道の最低有効幅員として1.5mを定めるものでありますが、歩道幅員の決定にあたりましては、歩行者や車椅子等の利用実態を踏まえ、必要に応じて車椅子同士のすれ違いスペースを適宜確保するなど地域ニーズに応じた安全な歩道幅員を検討し、整備を進めてまいりたいと考えております。</p>